

原子力発電所等警備連絡会議の設置等について

1 趣旨

各原子力発電所等の警備に関し、警備当局、自衛隊、規制当局及び施設管理者の協力関係を一層緊密なものとし、それにより、事態に応じた的確で切れ目のない対応を行えるようにするため、12月21日、原子力発電所等が設置されている13道県及び中央に標記の連絡会議を設置した。

2 構成

- (1) 道県連絡会議（北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、静岡県、石川県、福井県、島根県、愛媛県、佐賀県及び鹿児島県に設置）

対象施設の所在地を管轄する道県警察本部長

対象施設の所在地を管轄する海上保安部の長

対象施設を管轄する原子力規制事務所の長

対象施設の所在地を管轄する陸上自衛隊方面總監部幕僚副長

対象施設の長

- (2) 中央連絡会議

内閣官房危機管理審議官

警察庁警備局長

文部科学省研究開発局長

資源エネルギー庁次長

海上保安庁海上保安監

原子力規制庁次長

防衛省統合幕僚監部総括官

各電力事業者

原子力関係機関

電気事業連合会

3 参考

- ・ 第1回の中央連絡会議を令和4年12月21日（水）に開催した。
- ・ 原発等立地の13道県において、第1回の道県連絡会議を年度内目処に開催予定。

連絡先
警備第三課理事官
高島警視正（5571）